

保育所を申し込みの際、保護者様の保育の必要性を判断する際の必要書類等となります。  
認定を受ける該当箇所をお読みになり、不足なくご準備をお願いします。

## 保育を必要とする事由(保育の認定)について

これから認可保育所への入所申込みや施設等利用給付認定申請を行う方、すでに認定を受けて在園されている方を対象としています。教育・保育給付認定の場合と施設等利用給付認定の場合も同様の基準で認定を行っています。

認定は月単位で行います。認定に関する事由や要件、提出書類や注意点について、ご一読ください。

### 保育を必要とする事由(保育の認定)とは

保護者の方が就労等の状況により、保育を必要とする場合に本宮市が保育の必要性を認定します。認定のためには、保護者(父母とも)が保育を必要とする事由の証明書の提出が必要です。世帯が変更(内縁者と同居・婚姻等)となった場合は、新たに世帯に加入した方の証明書が必要です。

### 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定

- ・教育・保育給付認定は、認可保育施設等を利用する際に必要な認定(2号・3号)
- ・施設等利用給付認定は、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等の無償化対象の認定(新2号・新3号)

#### ◆ 就労

要件	就労時間が月64時間以上あること
有効期間	就労している限り ※有期雇用で契約更新がない場合、雇用期間終了月の月末まで。
必要書類	就労証明書 ・事業を開始する場合、税務署等の開業届(開業初年度)の写し

- ・就労時間は、雇用契約に基づく就労時間で、就業規則等で定められている休憩を含みます。
- ・1週をひと月の時間に換算する場合、1週の時間×4倍とします。
- ・提出された「就労証明書」の内容をもとに判断し、就労認定を決定します。
- ・「就労証明書」は雇用されている方は、会社の方に記入を依頼してください。自営業・個人事業主の方は、ご自身で記入し、必要資料を添付してください。詳細は「就労証明書(裏面:記載要領)」を確認してください。
- ・これから就労を開始する方の場合の就労時間は見込み時間を記載してください。
- ・就労中で「就労証明書」を提出いただいたとしても、月64時間以上の就労を常態とする、就労実績が確認できない場合は、求職活動認定となります。求職活動認定は最大3か月間のため、3か月以内に月64時間以上の就労状況があるか確認します。有期雇用期間、就労先等に変更がありましたらその都度「就労証明書」をご提出ください。提出がなく就労が確認できない場合、認定の取り消しとなり、認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。

保育所を申し込みの際、保護者様の保育の必要性を判断する際の必要書類等となります。  
認定を受ける該当箇所をお読みになり、不足なくご準備をお願いします。

- ・雇用契約が月64時間のパート勤務等の場合、休暇等により実績が満たさない場合も保育認定となりませんので64時間以上となるようシフトの調整による勤務をお願いします。
- ・育児休業から復職する方は、新年度からの復職予定の日を会社様と調整のうえ記入をお願いしてください。復帰条件日以降の日付となっている場合は、復職後に復帰の確認をしますので再度、就労証明書を提出してください。
- ・入所申請等で使用する際の「就労証明書」は最新の証明日のものをご提出ください。ただし、申請日から3か月以内に証明された「就労証明書」については、有効としますのでコピーでの提出も可としています。
- ・就労証明書は年2回提出をお願いしておりますが、就労先等に変更がありましたらその都度提出をお願いします。

#### ◆ 妊娠・出産

要 件	出産の前後(産前・産後)であること
有効期間	出産日予定日の2か月前から、出産後2か月後の月末まで
必要書類	・母子健康手帳の写し ※表紙と分娩予定日を記入したページ
注意事項	妊娠・出産要件での認定は、求職中の方は、出産後2か月後の月末で退所となります。

- ・出産認定期間後に認定を継続するためには、認定の変更手続きが必要です。(就労・育児休業等)
- ・認定期間が終了した場合は、認定を取り消します。認定がない場合、認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。

#### ◆ 疾病・障がい

要 件	疾病もしくは負傷している、または精神もしくは身体に障がいを有していること
有効期間	疾病・障がいが継続する期間 疾病・障がいが治癒し、保育を必要としなくなった場合、その月末まで。
必要書類	・診断書または障がい者手帳の写しなど ※「自宅で保育ができないこと」、「治療期間」等保育への影響が記載された原本

- ・認定期間については、提出された診断書及び障がい者手帳の写しを確認のうえ決定します。
- ・診断書について、治療期間等の記載がある際はその月末までとし、障がい者手帳の場合は有効期間の属する月の月末まで。それ以降、疾病・障がい認定を継続するためには新たな診断書及び、更新した障がい者手帳の写しをご提出ください。その他の認定に切り替える場合は、別途認定変更の届出と証明書の提出が必要です。
- ・認定が有効期間を越える書類の提出がない場合、認定を取り消します。認定がない場合、認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。

保育所を申し込みの際、保護者様の保育の必要性を判断する際の必要書類等となります。  
認定を受ける該当箇所をお読みになり、不足なくご準備をお願いします。

### ◆ 介護・看護

要 件	同居または長期入院している親族の介護・看護を月 64 時間以上していること
有効期間	被介護・看護者が介護・看護を要しなくなった場合、その月末まで。
必要書類	1.介護・入院を証明できるもの(ケアプランや入院計画書など) 2.介護・看護を受ける人の介護保険被保険者証の写し、障がい者手帳の写し、または診断書(原本)

- ・被介護・看護者が介護・看護を要しなくなった際、ほかの事由に該当する場合は速やかに認定変更の手続きを行ってください。認定が有効期間を越えて書類の提出がない場合、認定を取り消します。認定がない場合、認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。

### ◆ 求職活動(起業準備含む)

要 件	求職活動中または起業準備中であること
有効期間	3 か月間
必要書類	求職活動申立書、事業計画書(起業準備の場合)

- ・入所申請の場合：入所した月の1日から3か月間。(例：4月入所の場合：4月1日～6月30日)
  - ・在園児の場合：退職日(求職活動認定)から3か月間、最大90日
- ※保育認定の継続のためには、3か月以内に就労を開始してください。それ以上の延長はできません。
- ・求職活動認定期間を終了して、就労等の認定に変更手続きが済んでいない場合は認定を取り消します。認定がない場合、認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。

### ◆ 就 学

要 件	就学していること(※)月 64 時間以上
有効期間	卒業予定日または修了予定日が属する月の月末まで
必要書類	1.学生証の写しまたは在学証明書 2.カリキュラム(時間割表)など就学状況がわかるもの

(※) 就学認定を受けるためには次のいずれかに該当していることが必要です。

- ・高等学校、大学、専修学校等やこれらに準ずる教育施設に在学している。
- ・ハローワークの職業訓練校等における職業訓練を受けている。
- ・教育等で上記に該当しない場合、就学認定はされません。就学認定への変更・申請をされる場合は必ず事前にお問い合わせください。
- ・申請した際の必要書類で確認できる卒業予定日等が延びた場合は、再度書類の提出を依頼する場合があります。
- ・就学認定対象でない学校に入学した等の理由を含め、認定がない場合は認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。

保育所を申し込みの際、保護者様の保育の必要性を判断する際の必要書類等となります。  
認定を受ける該当箇所をお読みになり、不足なくご準備をお願いします。

#### ◆ 災害復旧・その他(虐待や DV のおそれがあるなど)

要 件	震災、風水害、その他の災害復旧にあたっている。 児童虐待が行われている(行われるおそれがある)、DV により子どもの保育を行うことが困難であるなど
有効期間	必要な期間
必要書類	状況を証明する書類など

- ・災害の場合は被災証明書等
- ・その他の要件では状況に応じて必要書類が異なるため、お問い合わせください。

#### ◆ 育児休業

育児休業中は家庭での保育ができるため、原則として保育施設等の利用ができません。そのため認可保育施設の入所申込みを育児休業中にされる場合は、入所後速やかに育児休業を終了し復職することが条件です。その場合は就労認定として扱います。

また育児休業認定は、下記の場合に限り特例的に認められています。

要 件	保護者が育児休業を取得するときに、既に保育施設を利用している子どもが育児休業期間中も引き続き当該施設を利用する必要があること
有効期間	育児休業の対象児童が1歳になる月の月末まで 対象児童の保育所申込をしたが入所できなかつた場合は、その年度末まで
必要書類	育児休業中保育希望届出書

- ・保護者が育児休業に入る前にすでに認可保育施設を利用している場合もしくは施設等利用給付認定を取得している場合に限り、育児休業認定が認められます。
- ・育児休業から復職する際は復職後に、復帰の確認をしますので就労証明を提出してください。
- ・育児休業認定の場合、有効期間以上の育児休業認定は延長できません。復職する(就労認定)等他の認定事由の要件に当てはまらなければ、認定が取り消されます。認定がない場合は認可保育施設の在園児(2・3号)は退所となりますのでご注意ください。新2・3号の場合は給付対象外となります。
- ・育児休業を要件とした認可保育施設の新規入所・転所申請はできません。
- ・育児休業認定の対象となる育児休業は、認定された児童から見て弟妹が対象の場合のみです。

#### ◆ その他

上記のほか、市外への転出予定、入所後に市内転居、離婚や再婚等により世帯員の変更があった場合は、速やかに保育所へ相談をお願いします。

なお、登録事項変更届など各種届け出や申請用紙等は保育所にありますので、まずは入所先の保育所へご相談をお願いします。